



大宜味村

議会だより



議会
ホームページも
みてね!

No.179

令和5年6月1日

2023年



議会が新庁舎へ移転しました!



お知らせ



【議会を傍聴する際】

息苦しさ、だるさ、発熱等風邪の諸症状がないことをしっかりと確認の上でご入場下さい。

詳しい内容については、大宜味村議会ホームページまたは各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください

I N F O R M A T I O N

contents

- 一般質問 P1~P9
- 議案等の議決結果一覧 P10~P12
- 討 論 P13
- 傍聴のご案内 P14



宮城 貢 議員

村行政全般について

問1 令和4年度の行政運営、重点事業進捗状況について伺う。

- ①新庁舎整備事業の成果や課題についてどう考え、新庁舎建設事業を推進した前村長・前副村長・担当者についてどう労に報いるか。
- ②結いの浜スポーツ拠点整備事業の結いの浜海浜整備は北部振興策にエントリーしているが、現在までの感触はいかがか。
- ③福祉拠点施設整備事業の基本計画の策定、及び北

部振興策の状況及び今後のスケジュールを伺う。

答 友寄景善 村長

①5月8日の供用開始に向け作業を進めている。庁舎整備は、前村長を先頭に組織体制を強固にして事業を進められたことに對し感謝申し上げたい。特に村長の片腕となる副村長の存在は大変大きかったと思う。

- ②北部振興事業へのエントリーは北部広域市町村圏事務組合幹事会、副長会、理事会の調整において、令和4年度から令和8年度までの事業配分に組み込まれている。現在、海浜整備事業について申請業務に努めている。
- ③令和4年12月に策定を終えており。令和5年度で基本計画に基づき補助金の採択、財源の確保に取り組んでいる。

問2 バナメイエビ養殖事業

業裁判は現在どう推移しているか。裁判所が大宜味村の主張を認めると100%大宜味村の勝ちです。逆にこれまでの損害に對し原告側を裁判で訴えることができるが。

答 友寄景善 村長

現在係争中の裁判は民事裁判です。和解は、現時点では一切考えていない。

問3 裁判の進行が遅い感じがする。原告が時間稼ぎをしているなら、塩屋小学校跡地の現状は最悪です。村側から相手を訴えることができるか。

答 友寄景善 村長

現在、係争中の裁判の状況を見ながら検討する。

令和5年度行政運営全般について

問1 新規農業者育成総合対策について、申請関係の

制限はあるか。申請者が申請時と年度途中に申請内容が変わったらどうなるか。

答 大嶺実 産業振興課長

新規就農は、年間1人150万を上限に交付している、農家のための支援の事業である。経営計画にて将来5年間で農業所得が175万円。それを達成できるかということとを年に2回、担当者を交えて経営計画をチェックし、現場確認を行う。途中、計画どおりいっていないければ、おそらく認められないということになる。

行政への意見

人生の先輩から聞かされたこと『首長選挙の当選後、支援者だった人が利害関係者として現れる。補助金等の申請に便宜供与を求めてくる。役場職員に對し、囲い込みを行って支配しようとする。この行為は地位を利用した常套手段だ』



大城 邦彦 議員

不登校児童生徒の現状と対応について

問1 不登校者数や原因等はどうなっているか。

答 米須邦雄 教育長

本村での不登校の現状は、令和4年度、小学校8名、中学校7名で、原因は「保護者の教育に関する考え方や「心理的、情緒的」なこ」と考えている。

問2 児童生徒が不登校にならないように積極的な対応がなされているのか。

答 米須邦雄 教育長

教職員と専門知識を持つ

各種機関、支援員等と連携・協働を図りながら対応を行っている。

不登校児童生徒に対する教育機会の確保等について

問1 遠隔・オンライン教育等の活用ができないか。

答 米須邦雄 教育長

原則的に、不登校の児童に対する対応として、別室登校を推奨していきたい。しかし、学習意欲があっても、学校に來れない児童に対応する手段として、遠隔授業も有効と考えている。

問2 教室に行けない児童が安心できる居場所の確保と個別の学習機会の支援はできないか。

答 米須邦雄 教育長

教室に入れない児童については、保健室や相談室、安心できる居場所を確保し、

学習支援員等を活用して個別の支援を行っている。

不登校児童生徒や保護者への支援について

問1 不登校で保護者が仕事を辞めるなどして経済的に困難な状況に追い込まれ精神的負担も大きいことから、サポートも同時に進める必要があると思うがどうか。

答 米須邦雄 教育長

児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのサポートとして、県から派遣されているスクールカウンセラーや村の教育相談委員、地域支援員等の活用を図り取り組みたいと思っている。

問2 問題が小さい内に、社会が確実に手を差し伸べる事が大事と考えるが。

答 米須邦雄 教育長

問題が大きくなる前に、早期発見・対応を組織的に行う事が大事だと考える。

問1 児童生徒は未来を創る宝であり、一人一人が大切な宝である。我々大宜味村憲章にも定義されている村是の「人材を以て資源と為す」を精神的支柱として発展してきた誇り高い歴史と文化があり、これからの未来を担う、その大事な児童生徒を誰一人取り残さなため不登校対策が必要であると考えるがどうか。

答 米須邦雄 教育長

これが非常に大事な点と認識している。教育委員会では毎月1回、学校管理職会でいろんな情報交換をしており、こども園から小中、関係者を含めて、共通認識を持った形で取り組んでいきたい。



大山 美佐子 議員

「喜如嘉バス停」設置はなぜ難しいのか？

問1 令和元年6月定例会でも、写真を提示し、バス停の設置について質問したが、5年経った現在も、何の進展もない。

バス停が元々あった場所なのに、なぜ再度設置は難しいのか？

村は、「早急な措置が必要で、できるだけ早い時期に対応したい」と答弁してしたが、再度、村としての考えを伺う。

答 友寄景善 村長

この件は、他の議員から

も何度か質問をいただいている。喜如嘉バス停には待合所がない状況で、今後はバス協会と協議し、財政と調整して、設置できるよう努力したい。

問2 「屋根がないため通り雨や急な雨に濡れた」、「濡れないように改善センター内でバスを待っていて、バスが来たので手を挙げたが、目の前を通りすぎてしまった」との苦情が数多く聞かされた。

またスクールバスのほうは、改善センター内で乗車している。出勤時と重なり、車は多く道路を横断するが、幸いに、交通見守りを老人会と駐在が行っており、交通整理に世話人がいないと大変なことになると思う。

バス停の長椅子は腐敗がひどく、すぐに折れそうで、間違っただけなら大変なこ

とになりかねない。

改善センターでのコロナ予防接種等が終わって、バス停で立ってバスを待っている姿を見られるのがとてもつらい。(約1時間毎にしかバスが来ないため)

喜如嘉区の代議員会でもバス停の件は、たびたび取りだされたが、実施しないまま終わってしまった。

このような苦情の多い声に対して、再度、村の考えを伺う。

答 宮城豊 総務課長

先ほどの答弁でもあった「設置に向け努力すること」は間違いはないが、あくまでもバスを利用する人たちの観点からそこを設置に向けて努力した方が良いという見解です。基本、道路管理者が設置することができるといふことで、国道沿いは全て北部国道事務所がやっている」と聞いている。

喜如嘉の場合は、改善センターを利用して、そのほうでの乗車ということに変えているところで、村長の答弁での「設置に向けて努力したい」というのは、バス利用者に関しての答弁だと思っていたきたい。

行政への意見

スクールバスだけではなく、通院や通勤で日常的に利用している人達もおり、その人達は自分のバス時刻が分かるので待ち時間が短く済んでいるが、高齢者等のバスを日常的に利用していない村民が1時間近く待つという件も多い。

バス停は、国道が村移管になり、屋根がついて、座られて、気持ちのよい待合場所、バス停になるよう、村が中心となり一日も早いバス停の設置を願う。



宮城 美和子 議員

ICT教育推進について

問1 令和3年度から大宜味小学校・中学校にでも情報活用能力、多様化高度する社会に対応できる資質、能力を育成教育ICT推進させていくための学校ではクラウドブックを使用した授業がはじまった。教育委員会の公文で、「必要に応じご家庭に持ち帰り、ご家庭のインターネット環境へ接続して使用します。」とあったので、今後、大宜味小学校、中学校では、自宅にタブレットを持ち帰り、家庭学習などを自分のペースで取りく

める環境が整い、コロナで学校休校中の遠隔教育が行われた時でも、授業ができる環境が、名護市のようにできると期待していたが、残念ながら遠隔教育はできず、村施策説明会にて同様の内容について質問した際に、「各家庭により、ネット環境が無い場合等の対応として公民館のネットを利用して取り組めないか案があったようですが、区長が対応出来ない他に様々な諸事情があり、現在行えない状況」とあったが、その後、保護者の皆様へ遠隔教育が出来ない理由を文書などでお知らせしているか。出来ていないのであれば、その要因もご説明を求める。

答 米須邦雄 教育長

遠隔操作を行えていない理由を文書でお知らせしたことはない。遠隔授業を全く行っていないということではなく、保護者の要望等

で一部学年で行ったことがある。

問2 今後、遠隔教育（オンライン）ができる環境を希望する。不登校児童に対する多様な教育機会の確保が必要だと考えている。今後の遠隔教育の環境整備の対応策はどのように考えているか。

答 米須邦雄 教育長

遠隔授業については、一部学年で行ったこともあることから、保護者、学校でしっかり話しあった上で、家庭でのネット環境が整っているのであれば、そういう事が可能だと認識をしている。

の充実に向け、災害に強い通信基盤拡充を図る」とあるが、現在どこまで、取り組まれているのか伺う。

答 友寄景善 村長

通信基盤の拡充については、道の駅おおぎみ、やんばるの森ビクターセンターで公衆無線のWiFiを利用できる環境となっている。防災情報の拡充については、一昨年度「大宜味村役場公式LINE」を立ち上げている。このLINEは防災情報だけではなく、村のイベント情報などを登録者へ提供している。また、QAB放送でも市町村お知らせ情報チャンネルを活用して様々な情報を提供している。

情報通信整備について

問3 大宜味村第5次総合計画の計画方針において「観光客の利用性向上教育環境

行政への意見

不登校、学校渋りの子供たちに新しい教育オンライン授業導入、居場所作りについてご検討いただきたい。



吉浜 覚 議員

地域の経済基盤の確立を問う

問1 村長は、シークワサーの里を名実ともに実現するため、生産農家聞き取り要望等からキロ当たり150円の価格ですると経営基盤安定と後継者の育成が図られ、農家として経営がやっていると設定をしたと説明をしているが、科学的根拠（収益性総括表を基にした農業経営技術指標）で示すべきではないか。また、2014年に（株）ケレス沖縄は施設内敷地内で特産品加工施設の高度化にむけての構想が打ち出されていること

や農家や加工業界、関係者からは出荷の安定供給に向けてのシークワサー専用冷凍施設を一大産地の大宜味村に作ってもらいたいとの要望や必要性があると思うが、どのように経営基盤安定と後継者育成をするのか実効性のある施策説明を求める。

答 友寄景善 村長

シークワサーについては150円というのは、「加工用果実の単価が1キロあたり150円だと経営基盤の安定と後継者の育成が図られる」と農家の声を受けて設定。経営基盤の安定は、シークワサー振興補助金のうち生産奨励金の予算を増額して対応。

後継者育成については、国・県の補助事業の「新規就農者育成総合対策」のうち「経営開始資金」を活用し、支援。令和4年度はシークワサーで就農した1人が当該事業を活用。また、

農家の収益性向上のために、生産量の増加のための栽培技術の向上を図る必要がある。このため産地振興協議会の生産集出荷向上部会では栽培講習会を開催し農家の収益性向上の為の活動をしている。

問2 農家から150円だと。

私が参考資料に、以前シークワサー対策室が出した生産金額200円〜450円の単価表が明記され、ある程度村民に配られた資料である。収益性も科学的根拠で示して村の方向性、本当に後継者が育つような価格設定をやって頂きたい。

答 友寄景善 村長

人件費、肥料を引いた残りでどうにか経営はやっていけるといふような農家からの要望があって、私は150円に価格を設定している。

問3 価格設定の話をする
と延々と続くので、科学的

根拠、経営表示してから進めて頂きたい。このシークワサー酢と原液は活性化センターで販売され、製造所は北琉興産（今帰仁村）、沖縄薬草村（本部町）。それでシークワサー加工施設の落成式で、シークワサーの歴史によると、1985年シークワサー酢の製造の開発をしている。村の加工施設があり、他所で作らないといけないかと疑問。加工施設の管理する基本協定書で、村民より加工施設内設備を使用したいと申出があった場合、協議を行うものとする。なぜこれが活用できないか。

答 友寄景善 村長

農家が、加工場に製品を加工依頼すると出来ない訳じゃない。出来るが、会社とか生産との事情があって、今加工施設では出来ない。



新崎 悟一 議員

今後の村運営について

問1 令和5年度一般会計予算書には、村債3億7930万円と記載があるが、現状での負債総額を伺う。

答 友寄景善 村長

一般会計及び特別会計の地方債現在高として令和4年度末見込額は約57億1百万円、令和5年度末見込額は、約56億7千2百万円を見込んでいます。

問2 今後税収が増える見込み、地方交付税が増える見込みはあるのか。また税

収を増やすための様な政策で取り組むのか。

答 友寄景善 村長

村税については、固定資産税の一部である国有資産等所在市町村交付金が減価償却により、毎年2千万円程度減少することが見込まれている。地方交付税については、国が定める地方財政計画等により決まるため一概には言えないが、現状で大きく増える見込はない。また、税収を増やす政策としては、現在取り組んでいる空き家・空地等対策事業や企業誘致等、人口増加や雇用創出に繋がる施策に取り組んでいきたいと考えている。

問3 大宜味村が2,174人ぐら

いになった場合、これだけの村債総額を返済しながら、村運営も可能だとお考えか。

答 佐久川紀亮 財務課長

2,100名とかそういう人口になることはないような取組を村としてやっていかなければならないが、今現在の地方債現在高に関しては、

これから借りるのを抑制するだとか、そういう取組もすることで、減らしていくこともできるので、現状・状況に合わせた借入れ、また繰り上げ返済等を行いながらやっていくことで対応は可能かと考える。

小中学校の現状について

問1 2022年に行われた全国学力テスト小学校、中学校の本村の平均正解率をお伺いします。

答 米須邦雄 教育長

全国学力テストの件ですが、昨年行われました全国学力テストの小学校6年生の平均正答率は、国語60%、

算数57%、理科56%となっています。また中学校では、国語68%、算数40%、理科47%となっています。

問2 学力が少し低い傾向にある様に思うが、その原因はどこにあるのか。

答 真喜志亮 教育課長

全国と比べると沖縄県は低い状況にあり国頭地区はほぼ最下位の位置に位置付けている長年そういった状況が続いている中で簡単に何が原因と言えない部分もあるけれども、自主学習、帰っての学習が低いところ

行政への意見

教育を持ち帰ってやるために、WiFi環境を整えてあげる、デジタル田園都市構想を取り入れてほかの地域に負けない村づくりを切に願う。



宮城 良治 議員

教育長の去就について

問1 多くの村民から心配の声があるが、教育長の考えを伺う。

答 米須邦雄 教育長

私の任期は令和6年11月9日までですので、任期まで務めるつもりでおります。

行政への意見

毎朝、学校校門前で教育長自ら子供たち一人一人に挨拶し、出迎えている学校は、大宜味小、中学校しかない様に思う。また、毎朝顔を出す事で学校側の声、子供達の声を聞く事ができ、安心して登校できるような

これからも頑張って頂きたい。

給食費無償化について

問1 段階的に取り組んでいくと仰っていたが、次年度の取り組みを伺う。

答 友寄景善 村長

物価高騰に伴う給食費の値上げは行わず、沖縄県の無償化に向けた取り組みの動向を踏まえ無償化に向けた取り組みを行う。

問2 無償化について教育委員会ではこれまでどのような議論してきたのか。

答 真喜志亮 教育課長

村長が就任して意見交換の中で令和5年度は無償化ということではなく、村の政策支援分として一人400円アップした形で予算を計上させて頂いている。

問3 次年度予算、1,190万円

が組み立てていたが、物価高騰で光熱水費、材料費、それぞれ前年度と比べてどれくらい上がったのか。

答 真喜志亮 教育課長

光熱水費に関しては、約120万円ほどの増額、まかな材料費は、約120万円ほどの増額。

問4 物価高騰で上がった

のが240万円。村長が掲げていた給食費無償化するに当たり、必要な財源は1,190万円。次年度からやろうとしているのが、政策的な支援で1人につき400円の増額。無償化と月400円しか上がらないという、この開きは大きい。

政策ビラが一番上に給食費の無償化、給食費をゼロ円にというのがある。選挙時には物価高騰もしている生活が苦しくなるだろうと思う。子育て世代は多かつたと思う。この政策ビラで、「給食費の無償化、子育て教育にもっと優しい村。幼・小中学校の給食費をゼロ円に、

子育て教育には多額の費用を要します。家計に占める割合も高く」というこの文、これを見て村長に投票し、期待した村民も多かつたと思う。やはりその辺に配慮が必要がある。段階的にと言うが、いつから無償化にできるのか、その辺を示すべきだと思うが。

答 友寄景善 村長

全部村が負担して無償化になるというふうな事にはならないのではないかと、国、県から何らかの支援をしてもらえ期待感を持っている。

行政への意見

給食費は、小学校が3,600円、中学校が4,200円ですので、子育て世代、特に子供の多い世帯にとっては、負担になりますので、その辺は親も期待していると思いますので、早急に取り組んで頂きたい。



平良 嗣男 議員

村営住宅外灯のLEDへの取り替えについて

問1 現在、村内の各村営団地においては、それぞれの団地会の共益費から外灯や浄化槽の電気料金等の支払いをされており、昨今の燃料費高騰や円安の影響による電気料金の値上がりにより、その対応に住民は大変苦慮している。

大宜味団地の外灯については、現在6基ある中、4基のみの稼働など調整を行っているながら電気料金の抑制に努めているが、数世帯の空きが続いていることなども

重なり、共益費の負担が大きくなり、値上げを行っている。この状況が続いてしまった場合には、最悪退去せざるを得ない状況となり、人口の減少にも繋がってしまっているのではないかと心配しているところである。その中で、国は現在「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施しながら、住民の負担を少しでも減らそうとしているが、村においても、各村営住宅の外灯をLEDへの取り替えを行うことにより、住民の負担を少しでも軽減出来ないものかと考える。村主導で、各村営住宅の外灯をLEDへ取り替え出来ないか伺う。

答 友寄景善 村長

議員おっしゃるとおり、電気料金の値上げにより、外灯代の共益費も大変苦慮していることと思う。村としては、村営住宅全体の外

灯を計画的にLED設置に向けて検討してまいりたい。

問2 平成23年1月までに11村営住宅ができていますが、行政として、その各団地の委託者との定期的な問題点等を含めた話し合いなどを行っているのか。

答 宮城豊 総務課長

定期的に全団地を一度に集めてそういう会議を開いているかということに関しては、行っていない。団地会から出た問題等、諸問題については担当者を通じ、その会長にお話をお聞きして対応はしている。

問3 村が委託したその皆さん方が、入居者から苦情を受けており、様々な問題が生じ大変苦慮している。

総務課においては、せめて月に1回ぐらい、契約を結ぶ場合でも良いが、各責任

者を集めて、色々な話し合いをしながら、改善できるものは改善していくような方法をやってもらいたい。

答 宮城豊 総務課長

団地の委託者の集まりについては議員おっしゃるとおり色々な問題とか悩み等ありますので、契約の際に対面でそういう話を聞いていきたい。

行政への意見

団地のゴミ置き場等にハブが出ていることから、電気料の削減のために一部消灯したりしているところなどは非常に危ないと感じる。一団地からやっていく等検討しながら、村営団地のLED化を一刻も早く進めて頂き、行政の力を発揮して団地の皆さんを安心させてください。



前田 孝 議員

バナメイエビ裁判への 対応について

問1 令和4年9月13日付琉球新報の報道にあった、「経緯を再確認し、判決を待たず業者と話し合って着地点を見いだしたい。訴訟先を村から前村長個人に変えてもらうことも視野に入れている。」と発言され、行動がなされているが、裁判についてどう対応していくのか。

答 友寄景善 村長

新聞報道は、当選翌日に行われたインタビューで、当選直後の思いと考えを述べたもので、現在は村長に

就任し、被告の立場となり、係争中の裁判に影響を及ぼすおそれがあり、発言は控えなければならぬと考えている。

問2 これは村長就任前の発言であり、控えさせてもらいたいという答弁だが、そうすると、村長が公約しているものは就任前のものであり、公約も全部破棄する考えか。前村長へ被告を変えるように考えているということとは、この裁判は村が敗訴しそうだから賠償金が出た場合に、前村長個人に賠償してもらうという考え方が底にあると見える。原告と話し合っていきたいとあったが、話し合ったことはあるのか。

答 友寄景善 村長

話し合ったことはない。今まさに裁判で係争中であり、それに影響を与える発言は控えるべきだと考えている。

問3 被告を村から前村長に変えたいということは、敗訴を前提に賠償額が出た場合に、村は賠償責任は取らないで前村長に賠償させようという、そういう考え方が根底にあるのでしょうか。その辺のことがあつてのインタビュー記事になつているのか、明確に答えください。

答 友寄景善 村長

そのようなことはない。

問4 地方公共団体の長等の賠償責任の問題について提言をしておきたい。長や職員等は地方公共団体に損害を生じさせた場合、軽い過失であっても全額損害について責任を追及される。そのため個人として多額で過酷な損害賠償責任を負うことになり、長や職員等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が出るとのことから平成29年6月9日に地方自治法の一部改正がされ

ている。その内容は、「免責条例制度の新設」である。地方自治法第243条の2として追加されている。この243条の2の施行期日は令和2年4月1日からとなつている。それに基づいて本村でも条例を制定する必要はあると思うが考え方をお示しください。

答 友寄景善 村長

検討してまいりたい。

問5 検討するのではなく、これは令和2年4月1日からこの法律は施行されており、制定しないと全額長や職員に賠償請求責任が出てくるということを冒頭で申し上げている。早急に制定するお考えはないか。

答 友寄景善 村長

ただいまの免責に関する自治法が改正されたということは、私自身は初めてでございます。

議案等の議決結果一覧

令和5年 第1回(2月)臨時会

令和5年2月27日の日程で第1回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
報告 第1号	専決処分の報告について	地方自治法第180条第2項の規定による報告。 (令和4年度村営宮城団地改修工事の変更契約 について)	報告
議案 第1号	令和4年度村営宮城団地改修工事の 請負契約の変更について	ガス設備工事の追加に伴う増額変更 692万1200円の増額	原案可決 全会一致
議案 第2号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請 負契約の変更について	建具、土工等の変更に伴う増額変更 449万1300円の増額	原案可決 全会一致

令和5年 第2回(3月)定例会

令和5年3月10日～24日の15日間の日程で第2回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
同意 第1号	副村長の選任について	副村長の選任について 新城 寛氏(大兼久区)	不同意 賛成少数
同意 第2号	監査委員の選任について	監査委員について 吉濱 エツ子氏(田嘉里区)	同意 全会一致
議案 第3号	大宜味村情報公開条例の一部を改 正する条例	個人情報の保護に関する法律の一部を改正する デジタル社会の形成を図るための関係法律の 整備に関する法律第51条の規定が施行され ることに伴い、本条例の一部を改正する必要が 生じた。	可決 全会一致
議案 第4号	大宜味村出産祝金に関する条例の一 部を改正する条例	第1子から10万円の出産祝金を支給するため に本条例を改正する必要が生じた。	原案可決 全会一致
議案 第5号	地方公務員法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例	地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、 職員定年の引き上げ、年齢60年に達した職員に 係る管理監督職からの降任等の制度及び定年 前再任用短時間勤務制度を導入するにあたり、 関係条例を整備する必要が生じた。	原案可決 全会一致
議案 第6号	大宜味村職員の定年等に関する条例 の一部を改正する条例	地方公務員法の一部が改正されたことに伴う 改正。	原案可決 全会一致
議案 第7号	特別職の職員で非常勤のもの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	議案第3号に同じ理由	原案可決 全会一致
議案 第8号	大宜味村会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	人事院勧告等給料表改定の際に職員給料と同 様に読み替えが出来るようにするための改正	原案可決 全会一致
議案 第9号	大宜味村手数料徴収条例の一部を 改正する条例	議案第3号に同じ理由	原案可決 全会一致

議案 第10号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	議案第3号に同じ理由	原案可決 全会一致
議案 第11号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	健康保険法施行令等の一部を改正する政令の交付に伴い、本条例の整備を行う必要があるため。	原案可決 全会一致
議案 第12号	大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例	議案第3号に同じ理由	原案可決 全会一致
議案 第13号	大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例	議案第3号に同じ理由	原案可決 全会一致
議案 第14号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第11号)	5040万4千円の減額補正 予算総額57億2020万6千円	原案可決 全会一致
議案 第15号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	5万9千円の増額補正 予算総額6億1879万9千円	原案可決 全会一致
議案 第16号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	187万の減額補正 予算総額1億5689万5千円	原案可決 全会一致
議案 第17号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	10万円の減額補正 予算総額3824万2千円	原案可決 全会一致
議案 第18号	令和5年度大宜味村一般会計予算	予算総額41億3647万5千円 対前年度比△9億5448万4千円 主な理由として、新庁舎建設費用分の減	原案可決 賛成多数
議案 第19号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	予算総額5億3602万6千円 対前年度比6395万9千円の増 主な理由として、保険給付費の増	原案可決 全会一致
議案 第20号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	予算総額2億9901万6千円 対前年度比1億4875万5千円の増 主な理由として、簡易水道事業費の増	原案可決 全会一致
議案 第21号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	予算総額5453万2千円 対前年度比1827万5千円の増 主な理由として、下水道事業総務費の増	原案可決 全会一致
議案 第22号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	予算総額3644万8千円 対前年度比△80万2千円	原案可決 全会一致
議案 第23号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算	予定給水事業者数 2戸 予定年間総給水量 1万4640m ³ 予定額 事業収益 496万9千円 事業費用 365万3千円 資本的収入 5千円 資本的支出 4千円 他会計負担金252万6千円	原案可決 全会一致
議案 第24号	大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例	個人情報の保護に関する法律の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定が施行されることに伴い、本条例を制定する必要性が生じた。	原案可決 全会一致

報告第2号	専決処分の報告について	地方自治法第180条第2項の規定による報告。 (公用車の物損事故に関する内容)	報告
報告第3号	専決処分の報告について	地方自治法第180条第2項の規定による報告。 (大宜味村新庁舎建設電気設備工事の変更契約について)	報告
報告第4号	専決処分の報告について	地方自治法第180条第2項の規定による報告。 (大宜味村新庁舎建設機舎設備工事の変更契約について)	報告
報告第5号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告。	報告
陳情第1号	北部地区における透析診療に関する嘆願書	一般社団法人沖縄県腎臓病協議会より 北部地域での手術・治療の拡充、急性期状態患者の受入・回復治療、夜間透析の実施、透析ベッド数の確保等について。	採択 全会一致
陳情第2号	陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでください	キッチンから社会を変える!あんまーずネットワークより 小学校等の教育施設がパイオニアエコサイエンス社から配布予定のゲノム編集トマトの苗を受け取らないように現場の先生方へ周知、食品としての安全性が確認されていないゲノム編集された食材を給食で使用しないこと等について。	議員配布
陳情第3号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書	#コドソラより 学校上空(普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園)の飛行禁止、日本政府の責任において県及び宜野湾市とともに普天間第二小学校ないの土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌入替等について。	議員配布

賛否分かれたもの

○:賛成 ×:反対 欠:欠席
退:棄権と意思表示しての退場
※議長は採決には加わっていません。

結 果		宮城 貢	宮城 良治	大城 邦彦	大山 美佐子	宮城 美和子	前田 孝	新崎 悟一	吉浜 覚	平良 嗣男	大城 佐一(議長)
令和5年第2回定例会											
同意第1号	賛成少数	×	×	×	○	×	×	○	○	○	—
同意第2号	全会一致	○	○	○	○	○	○	○	退	○	—
議案第18号	賛成多数	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—

【討 論】令和5年第2回(3月)定例会

議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算について

反対討論(吉浜 覚 議員)

○8番(吉浜覚) 議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算書について、反対の立場で討論を行います。

本案は、歳入歳出予算の総額 4,136,475,000 円と定め、歳入予算 16 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 財産運用収入 1 節 財産運用収入 4 細目 特産品加工施設余白地貸付料 934,000 円を計上している。

大宜味村字田港 1043 番地は、自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、大宜味村特産品(シークワサー)加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産である。大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設を設置するとしている。令和4年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金 補助対象事業等説明資料 民間事業者名：(株)フードリボン 認定市町村名：大宜味村によると、天然繊維産業創出・交流拠点整備事業の事業等の必要性は、大宜味村の村民所得は、全国団体の中でも最下層に位置し、若年層の村離れを原因とする過疎化・少子化対策を早急に講ずるためにも、住環境及び企業誘致や新産業創出による雇用環境等の整備が重要であり、全体として農業における担い手不足の課題がある中、近年増加傾向にある青年農業者が定着に至るまでの持続的支援や「稼げる農業」に向けて取り組む必要がある。また、国の重要無形文化財である「喜如嘉の芭蕉布」に関しても高齢化が進展する中で、伝承者の減少等も喫緊の課題となっている。沖縄振興に資する事業等であることで、全国トップシェアである、パイナップル葉やバナナ茎など未利用農産資源の付加価値化による農家所得の向上、農業の振興と連動した新たな天然繊維等の産業創出により、製造業の振興と雇用拡大に資する。広域性を有する事業等であることで、天然繊維の原料となるパイナップル葉は、東村と大宜味村を中心に国頭村や名護市等の北部地域及び石垣市において生産されており、県内すべてのパイナップル産地に繊維抽出装置を貸与行う計画である。一方、世界有数のパイナップルの生産地、インドネシアで繊維の抽出を開始する。インドネシア最大の農業機関インダックとフードリボン、天然繊維循環国際協会の3者で基本覚書を締結しており、今回の取り組みもインダック主導で行うとしている。

しかし、大宜味村字田港 1043 番地は、大宜味村特産品(シークワサー)加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産です。大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設箇所に、自ら定めた条例を無視して、本村の特産品では無いバナナやパイナップルを活用した繊維工場等設置事業は農民や村民を背く行為であり、シークワサー経営基盤安定と後継者育成を阻む事業は認められるものではない、反対せざるを得ません。また、大宜味村議会は、シークワサーの里宣言をしています。どうか、本議案に対する各議員の賛同を求め、反対討論とします。

傍聴のご案内



新庁舎正面入り口に入って
右側にエレベーターがあります。
議会事務局は3階です。



3階でエレベーターを降りて
右側議会事務局に向かいます。
廊下一番奥が傍聴席です。



廊下一番奥で傍聴人受付票を記入して、入口に入って席について下さい。

一般席22席、記者席3席、合計25席ございます。
車いすでも傍聴することが出来るようになりました。
※風邪の諸症状がある場合は、傍聴を控えるようお願いします。



4月13日に行われた鯉のぼり掲揚式に、大城佐一議長が出席しました。



こども園の園児とミニデイ利用者の皆様との一枚



「こいのぼり」の歌を『披露』



園児と一緒に掲揚する大城議長

3月定例会時に、予算審査特別委員会による現場視察を行いました。



大宜味村議会ホームページのご案内

<http://ogimi-gikai.sakura.ne.jp/site/>

○大宜味村議会ホームページでは、議会の予定、結果、会議録、議会だより等が閲覧できます。

●スマートフォンからはQRコードをご利用ください。



- 発行／大宜味村議会 〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
- 編集／議会広報常任委員会 TEL(0980)44-3117 FAX(0980)44-3344
- 印刷／有限会社 サン・エス 〒901-1113 沖縄県南風原町喜屋武380-1 TEL(098)889-7421